

令和 6 年 7 月 〇 日

宮崎市長

清山 知憲 様

株式会社Spinner

代表取締役 児島 伸幸

地域密着型サービス市町村独自加算制定に関する要望書（原案）

猛暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご存知の通り宮崎市内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを実施している事業所も年々増えているなか定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス受給者数も増加傾向にあります。宮崎市で一ヶ月の受給者が100名を超えるようになって来ています。（受給者推移参照）宮崎市第9期長寿支援プランでも示されている利用者数と同等の利用者数が見込まれます。又居宅介護支援事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を求める声が多い状況だったという事で、介護支援専門員にも幅広くサービスに対してのご理解を頂いている状況です。

以上の事を踏まえて、今後も在宅生活を希望される方が多くなる事も予測される中で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の重要性も高まっていく事から以下のような場合には地域密着型サービス市町村独自加算が算定出来る様に宮崎市で定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営する法人又一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会（署名簿参照）から制定に関する要望を致します。

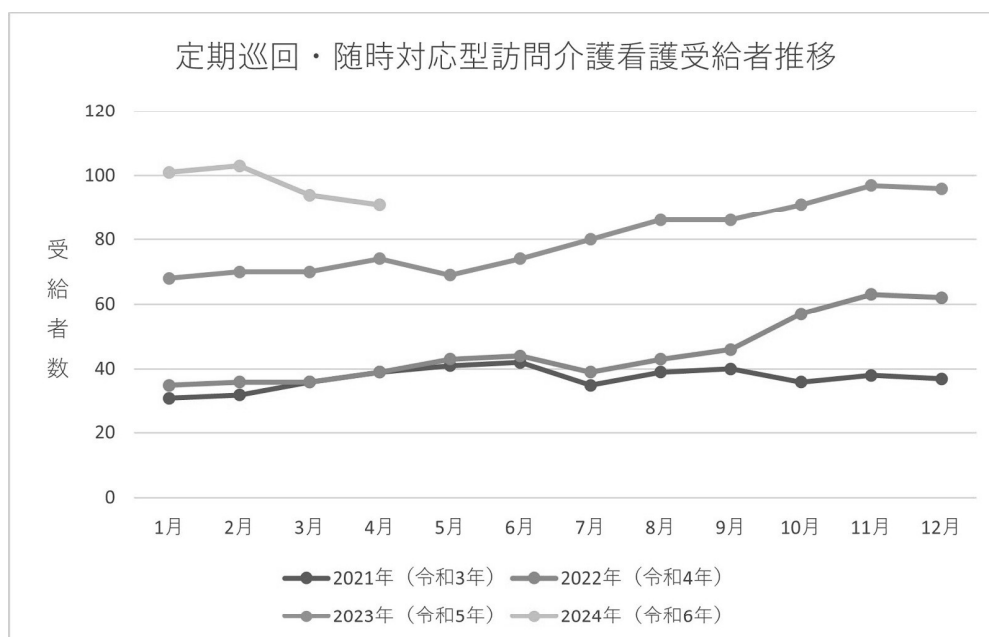
記

- ① 利用者一人に対する訪問回数が一定数以上になった場合。（介護・看護）
- ② 認知症や独居の方に対して支援を行った場合。
- ③ 喀痰吸引、経管栄養利用者に対する吸引や経管栄養のサービス支援が必要な場合。
- ④ 看取り支援に係った場合。

以 上。

（ 文 章 作 成 ）
株式会社Spinner
TEL ・ 0985-77-5410
FAX ・ 0985-77-5411
MAIL ・ info@spinner-linkle.com
文章作成 児島伸幸

地域密着型サービス市町村独自加算制定に関する要望書



① 利用者一人に対する訪問回数が一定数以上になった場合。(介護・看護)

- * 定期巡回サービスをアセスメントを元に設定を行い実施していますが、その他に随時訪問サービスで対応する事もある中で、訪問回数が増えて行く事により事業所への負担が大きくなります。
- * 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は包括報酬ではありますが、1日あたりの日割（連携型）で考えると要介護1・179単位、要介護3・531単位、要介護5・812単位となります。本来包括報酬の為に訪問回数やサービス提供時間に制限はありませんが、上記に通じ基本となる単位があるなかで、複数回訪問してしまう事で事業所負担が大きくなるケースも多々あります。
- * 訪問看護に関しても介護保険で介入する際、連携型の場合は訪問看護ステーションが通常の訪問看護から定期巡回訪問として介入方法が変更するに伴い訪問看護ステーションも包括報酬になる事で訪問看護ステーションに負担が大きくなるケースもあります。
(別紙 訪問看護ステーション早見表一覧 参照)
- * 今回の制度改正に伴い定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本単位が減った事で少なくとも影響が出て来ている状況。処遇改善加算の利率が上がったにしても基本単位が減る事で事業所の企業努力が必要不可欠になっている状態の為、少なくとも訪問回数が一ヶ月の中で一定数以上になった際は独自の加算が必要と考えます。

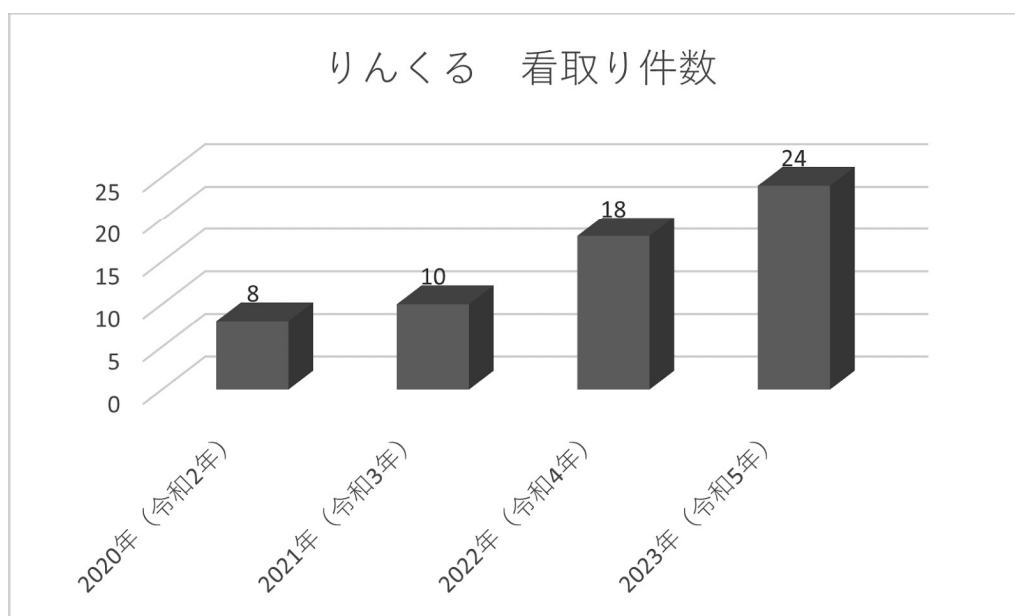
② 認知症や独居の方に対して支援を行った場合。

- * 現在認知症や独居の方に対する支援が各事業所共に多くなっています。家族同居の方に比べると、身体介護や生活援助等支援が多岐に渡り、訪問回数や訪問時間を費やしている状態。
- * 今後独居生活を継続する為に必要な支援が多くなる中で定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用して頂き、住み慣れた地域で最期まで生活が出来る事を考えると認知症や独居生活の方に対する支援拡充の為にも加算が必要と考えます。

③ 喀痰吸引、経管栄養利用者に対する吸引や経管栄養のサービス支援が必要な場合。

- * コロナ渦に置いて病院や施設での面会制限等があり家族等との面会が出来ず、人生の最期は住み慣れた自宅で家族に見守られて過ごしたいとのご意向も多くなりました。その中で医療依存度が高い方も同様。喀痰吸引や経管栄養の方も自宅に帰られる機会が多くなりました。
- * 地域提供の事業所だけでなく、住宅型有料老人ホーム等でも医療的支援が求められる機会も多くなっている。
- * 従来家族や訪問看護が担っていた喀痰吸引や経管栄養の投与を事業所が、喀痰吸引等事業者・特定行為事業者として登録して、資格を有する介護職員が主治医からの介護職員等喀痰吸引等指示書をもとに一部医療行為が出来る事で家族や訪問看護の負担軽減に繋がっています。実際に事業所として喀痰吸引等事業者及び特定行為事業者として登録した事で医療機関や介護支援専門員からの新規利用者の問い合わせも多くなっています。今後も最後まで自宅で過ごしたいというニーズが増える事が予測される中で介護職員が医療行為を行える事で在宅生活での幅が広がると考えます。

④ 看取り支援に係った場合。



- * 宮崎市内では訪問診療可能な医療機関が増えた事や、医療機関の入院日数削減、訪問看護ステーションの増加等を理由に自宅や集合住宅で看取りケースが増加傾向にあります。文章作成した地域提供を行っている りんくる では事業開所から年々増加となっています。その他の事業所でも地域提供、集合住宅共に看取りまで関わる事が増加しています。
- * 看取り時期の支援となると、家族等とのコミュニケーションも重要になる事が多く、家族等の不安解消の為に随時訪問する等定期巡回・随時対応型訪問介護看護だからこそ可能な支援もあるように感じます。又毎日複数回訪問する事で本人の状態変化にも瞬時に気付く事で、関係機関への情報提供を速やかに行う事で関係機関との情報共有もスムーズに行う事が出来ています。
- * 訪問看護には定期巡回訪看となってもターミナルケア加算が算定可能ですが、連携型の場合ですと、看取り期の支援に対しても加算がないのが現状です。今後在宅生活サービス推奨するにあたっては定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用しながら看取りに関わるケースは多くなる事が予測されます。

以 上。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護ステーション）単位数早見表（R6.6.1）

訪問看護ステーション（訪問看護・介護保険）

サービス時間	基本単位		
	単位	週1回（月4回）	週2回（月8回）
20分未満	314	1,256	2,512
30分未満（訪看Ⅰ2）	471	1,884	3,768
30分以上1時間未満	823	3,292	6,584
1時間以上1時間30分未満	1,128	4,512	9,024
PT・OT・S T（294単位×2）	588	2,352	4,704

基本単位+サービス提供加算Ⅰ（6単位/回）		
単位	週1回（月4回）	週2回（月8回）
320	1,280	2,560
477	1,908	3,816
829	3,316	6,632
1,134	4,536	9,072
600	2,400	4,800

基本単位+サービス提供加算Ⅱ（3単位/回）		
単位	週1回（月4回）	週2回（月8回）
317	1,268	2,536
474	1,896	3,792
826	3,304	6,608
1,131	4,524	9,048
594	2,376	4,752

訪問看護ステーション（定期巡回・随時対応型訪問介護看護・介護保険）

	基本単位（包括報酬）	
	単位	
要介護1～要介護4	2,961	
要介護5	3,761	

基本単位+サービス提供加算Ⅰ（50単位/月）	
単位	
3,011	
3,811	

基本単位+サービス提供加算Ⅰ（25単位/月）	
単位	
2,986	
3,786	

* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護での介入時、准看護師の訪問が1回でもあった際は、基本単位×98/100となる。

* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護での介入時、看護体制強化加算以外の加算は全て算定可能です。

* 事例①

- ・毎週1回（月4回）看護師が30分未満で訪問。又臨時での訪問が1回30分未満で訪問した際。（サービス提供体制加算Ⅰ）
 訪問看護ステーション（訪問看護）：定期訪問（訪看Ⅰ2）×4 + 臨時訪問（訪看Ⅰ2）×1 + サービス提供加算Ⅰ（5回分）= 2,385単位
 訪問看護ステーション（定期巡回）：基本単位（要介護1） + サービス提供加算Ⅰ = 3,011単位
 訪問看護ステーション（定期巡回）：基本単位（要介護5） + サービス提供加算Ⅰ = 3,811単位
 # 比較的状态が安定している方であれば、月2回の訪問に抑えて頂き、臨時の訪問として枠を空けて頂く方が望ましい。
 # 看護師の訪問が頻回になる際は主治医に相談して特別指示書にて医療保険で介入して頂く方が望ましい。
 特別指示書が出ないような場合で、看護師の訪問が頻回に必要な場合は、弊社サービスを撤退して訪問看護ステーションの訪問を従来の訪問看護として介入して頂く。

* 事例②

- ・毎週1回（月4回）理学療法士によるリハビリを実施。（1日2単位実施）月1回看護師の状態観察を1回30分未満で訪問した際。（サービス提供体制加算Ⅰ）
 訪問看護ステーション（訪問看護）：リハビリ（訪看Ⅰ5×2単位）×4 + 看護師（訪看Ⅰ2）×1 + サービス提供加算Ⅰ（9回分）= 2,877単位
 訪問看護ステーション（定期巡回）：基本単位（要介護1） + サービス提供加算Ⅰ = 3,011単位
 訪問看護ステーション（定期巡回）：基本単位（要介護5） + サービス提供加算Ⅰ = 3,811単位
 # 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が看護師やリハビリを含めて包括報酬となる。
 # 従来リハビリを1回2単位行ってしまうと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では厳しくなる。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は時間の縛り等はない為若干時間を短くする等は可能。